

## 参考資料：

### 透明化法に関する個別事案の処理状況<sup>1</sup>

透明化法は、経済産業大臣が特定デジタルプラットフォーム提供者に対して透明化法に基づく勧告を行った場合、その旨を公表することを規定している（法第6条第3項、第8条第2項）。下記は、前年度の経済産業大臣評価公表後から今年度の経済産業大臣評価公表までの期間（令和7年2月15日～令和7年12月17日）において、勧告には至らなかったものの、透明化法に違反する可能性があった個別事案について、当該事案の概要、当省における処理の状況<sup>2</sup>及び処理の理由をとりまとめたものである。

当該情報を公表する趣旨・目的は、透明化法の運用の透明性を高めるとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者の透明化法に対する理解を一層深めることで、同様の事案の発生を抑止することにある。

#### 事案①：所定の事前通知期間を確保していなかった全部拒絶措置

ある特定デジタルプラットフォームにおいて、特定の基準日から一定期間以上取引等を行っていない状態にあった一定数の利用事業者に対して、事前通知のないまま契約解除措置が行われた。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、取引の全部拒絶（契約解除措置等）を行う場合、原則として30日以上前にその旨及び理由を開示する義務がある（法第5条第4項第2号、省令<sup>3</sup>第11条第1項第3号）。したがって、上記のような事前通知のない契約解除措置は、透明化法上求められる事前の開示を欠いたといえる。

上記事案は、取引の全部拒絶という重大な場面におけるものである。しかしながら、本件で解約の対象となった利用事業者は、いずれも特定の基準日から一定期間以上取引等が行われていなかった。また、上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、当省が指摘した事前開示不備以外についても、自主的に過去に遡って調査を行い、当省の調査に十分に協力するとともに、速やかに透明化法の規律遵守の徹底を社内で周知啓蒙するだけではなく、契約解除措置のフローを見直す等、再発防止策を自主的に講じた。

上記の事情等を考慮し、当省は、上記特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、今後、同様の措置を行う場合には、法令に則った適切な理由の通知を利用事業者に対して行うよう指導を行った。

#### 事案②：理由通知実施有無が特定できない一部拒絶措置

ある特定デジタルプラットフォームにおいて、利用事業者に対するアカウント停止措置を行った際に、理由通知を行ったことが社内の記録上で確認できず理由通知が漏れている可能性がある事例が一定数判明した。

<sup>1</sup> 処理期間：令和7年2月15日～令和7年12月17日

<sup>2</sup> 特定デジタルプラットフォーム提供者からの報告内容等に基づき当省が現時点で認めた事実を前提とした処理であり、今後、当省において新たな事実を認めた場合、処理の方針を見直す可能性がある。

<sup>3</sup> 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律施行規則（令和3年経済産業省令第1号）を指す。以下同じ。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、取引の拒絶を行う場合、原則としてその内容と理由を開示する義務がある（一部拒絶の場合には拒絶時までの開示、全部拒絶の場合は30日前までの事前開示。法第5条第3項第2号、法第5条第4項第2号、省令第11条第1項第3号）。しかし、一定の例外事由の要件を満たす場合には、これらの開示義務は免除される（法より省令に委任。省令第9条第1項第2項各号、第11条第2項各号）。本件の場合、拒絶をした事実は明確であるので、その理由通知をした事実が説明できない事例については、所定の例外事由の要件を満たすことが説明されないと透明化法の違反となる。

本件の特定デジタルプラットフォーム提供者は、理由通知の社内記録が確認できないアカウント停止措置につき、一部拒絶の規定を援用して所定の例外事由の要件を満たすと主張した。このため、当該特定デジタルプラットフォーム提供者が提出した各措置につき主張する例外事由規定、及びその要件の適用根拠となる事実関係の説明を経済産業省にて検討したところ、大半の事例において例外事由の要件を満たす説明とは認められなかった。

本件は、拒絶措置に伴う理由通知を行った事実が記録上説明できない事案が、特定デジタルプラットフォーム提供者内部の監査で判明し、経済産業省へ報告がなされたものである。当該特定デジタルプラットフォームでは、一部の利用事業者にはシステム上で拒絶理由を通知していた一方で、一部の利用事業者（営業担当者を付けている場合）には、一部拒絶措置に際して営業担当者が理由の通知を行う運用となっていたところ、営業担当者による理由通知の記録が確認できないとの説明があった。

上記特定デジタルプラットフォーム提供者は、当省が上記事案を認識する前に、社内の内部調査によって上記の問題を発見し、当省に対して自発的に報告を行っている。

また、上記特定デジタルプラットフォーム提供者は再発防止策として、利用事業者に営業担当が付いている場合にも、一部拒絶措置を行う際にはシステムにより自動的に利用事業者に対して理由の通知がなされるよう、運営改善を行う旨を自主的に申し出ている。

上記の事情等を考慮し、当省は、上記特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、今後、同様の措置を行う場合には、法令に則った適切な理由の通知を利用事業者に対して行うこと、及び透明化法所定の例外事由を満たすと判断して通知を行わない事案については例外事由の根拠規定及び根拠事実を適切に記録して管理することの指導を行った。

### 事案③：事前通知のない全部拒絶措置

ある特定デジタルプラットフォームにおいて、利用事業者に対するアカウント停止措置を行った際に、事前の通知を行っていない事例が一定数判明した。

特定デジタルプラットフォーム提供者は、取引の全部拒絶（契約解除措置等）を行う場合、原則としてその旨及び理由を事前（30日前まで）に開示する義務がある（法第5条第4項第2号、省令第11条第1項第3号）。しかし、一定の例外事由の要件を満たす場合には、これらの開示義務は免除される（法より省令に委任。省令第9条第1項第2項各号、第11条第2項各号）。本件の場合、全部拒絶をした事実は明確であるので、所定の例外事由の要件を満たすことが説明されないと、透明化法の違反となる。

本件の特定デジタルプラットフォーム提供者は、一部について誤って検出したアカウント停止であったと認めたものの、事前通知の無いアカウント停止措置につき、所定の例外事由の要件を満たすと主張した。このため、当該特定デジタルプラットフォーム提供者が提出した各措置につき主張する例外事由規定、及びその要件の適用根拠となる事実関係の説明を経済産業省にて検討したところ、大半の事例において例外事由の要件を満たす説明とは認められなかった。

上記事案は、特定デジタルプラットフォーム提供者からの自主申告ではなく、経済産業省が設置する相談窓口への相談を通じて発覚したものである。また、取引の全部拒絶という重大な場面におけるものであり、それも踏まえて30日前の事前通知を原則とする透明化法の規律に係る認識は不十分であるものと考えられる。他方で、本件の特定デジタルプラットフォーム提供者によるアカウント停止で、当初判断が覆った件数、特に誤った検出が原因とされるものはその後激減しており、一定のシステム改善、再発防止策が講じられているものとも考えられる。

上記の事情等を考慮し、当省は、本件の特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、今後、同様の措置を行う場合には、法令に則った適切な事前通知を利用事業者に対して行うよう指導を行った。